

令和5年(2023年)分 確定申告のお知らせ

問 西宮税務署(0798・34・3930)

自宅等から申告 確定申告会場の混雑を回避するため、自宅等からの電子申告をお願いします

● パソコン・スマートフォンから電子申告

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、自宅等から提出できます。



- ・マイナンバーカードによる送信
- ・ID・パスワードによる送信

確定申告書等作成コーナーの入力方法はこちら！



スマートフォンでの申告がおすすめ！

- ▶ 給与所得者や年金受給者は、スマートフォン専用画面から簡単に申告
- ▶ 青色申告決算書なども簡単作成



確定申告会場 入場には当日配布の「入場整理券」が必要

※各会場へは公共交通機関のご利用を。期間は土・日曜、祝・休日を除く

● アピアホール (阪急逆瀬川駅前「アピア1」5階) ※電話問合せ不可

【期間】2月2日(金)～14日(水)

【受付時間】午前9時15分～午後3時

【対象】年金受給者、給与所得者、事業所得者など(土地・建物・株式等の譲渡所得、山林所得、贈与税の申告を除く)

● 西宮商工会館 (櫛塚町2-20) ※電話問合せ不可

【期間】2月16日(金)～3月15日(金)

【受付時間】午前9時～午後4時

【対象】年金受給者、給与所得者の医療費控除等の還付申告者(土地・建物・株式等の譲渡所得、山林所得、贈与税および住宅借入金等特別控除の申告を除く)

● 西宮税務署 ※西宮税務署の駐車場は4月1日まで利用不可

【期間】2月16日(金)～3月15日(金)

※2月25日(日)も開場

【受付時間】午前9時～午後4時

【対象】事業所得者等、土地・建物・株式等の譲渡所得、山林所得、贈与税および住宅借入金等特別控除の申告など ※西宮商工会館の対象者以外

LINEで入場整理券を事前発行できます

西宮税務署会場のみ、国税庁のLINE公式アカウントから入場整理券の事前発行ができます(発行は来場希望日の10日前から)。国税庁を友だち追加し、トーク画面のメニュー「相談を申し込む」から手続きを。



◆ 上場株式等の配当・譲渡所得に係る異なる課税方式選択を廃止

令和5年分から、特定配当等および特定株式等譲渡所得金額について、住民税と所得税の課税方式が統一されます。詳しくは市のホームページ(HP)31799877で確認を。



◆ 「ふるさと納税ワンストップ特例」を申請している人へ

ふるさと納税ワンストップ特例を申請した人が確定申告を行うと、ワンストップ特例の適用がなくなります。確定申告を行う際は、ふるさと納税の全額を申告する必要があります。

一部
見直し西宮市
一般廃棄物処理基本計画

市は、さらなるごみの減量・再資源化推進に向けて、一般廃棄物処理基本計画の一部を見直しました。主な変更点は以下の通りです。詳しくは市のホームページで(HP)52533646確認ください。



古紙リサイクル業者へ

令和7年(2025年)1月から、再資源化可能な事業系古紙類(新聞・段ボール・雑誌など)は、処理センターへ搬入不可

※品目に関わらず、再資源化できない汚れたものは対象外。問合せは施設管理課(0798・22・6601)へ

令和8年(2026年)から、製品プラスチックの分別回収を開始

※製品プラスチックは「その他プラ」と一括回収。詳細は決まり次第お知らせ。問合せは美化企画課(0798・35・8653)へ

2/25
3/10マイナンバーカード
休日出張申請窓口を開設

要予約

市は、マイナンバーカードの休日出張申請窓口を開設します。事前に予約が必要です。詳しくは市のホームページでご確認ください。



(HP) 33943771

開催日	場所	時間	必要書類
2月25日(日)	西宮浜公民館	午前10時～午後4時	通知カード、本人確認書類 ※詳細は市のホームページで確認を
3月10日(日)	越木岩公民館		

|| 予約・問合せ

西宮市マイナンバーコールセンター ☎ 0798・30・6001

≪受付時間≫9:30～16:30(土・日曜、祝・休日を除く)

多文化共生を考える 『人権文化の花咲くまち 西宮』を目指して多様な視点から学ぼう！

共に学び合う「地域日本語教室」

日本語教育支援グループ「ことのは」

理事長 矢谷久美子 さん

訪日外国人が増加しているというニュースをよく耳にしますが、旅行目的ではなく、日本に住んでいる外国人が増えていることはご存知でしょうか。

来日の背景は留学や結婚、就労などさまざまですが、法務省の統計によると、現在日本には約322万人の在留外国人がいるそうです。皆さんも、近くのコンビニなどで働く外国人の方を見かけることがあるのではないでしょうか。言葉や文化の異なる外国での生活は、きっと苦労も多いことでしょう。

また、もともとその地域で暮らす人たちにとっては、言葉が通じない(通じそうにない)、異文化を持った人たちが隣人になることに不安を感じることもあるかもしれません。実際に、ごみの出し方や回収板の受け渡しなどで、トラブルも起きているようです。少子高齢社会の日本では、外国人住民の増加に伴い、今後そうした文化の異なる人たちと一緒にうまく暮らしていくことが必要です。

お互いに気持ちよく暮らしていくにはどうすればいいでしょうか。

西宮市には、日本語がまだ十分に話せない外国人をサポートするさまざま

まな「日本語教室」があります。西宮市国際交流協会などの公的な団体や地域の教室には、幅広い世代の住民がボランティアとして集まって活動している教室もあります。

「日本語教室」と聞くと、外国人に日本語を「教える」というイメージを持たれるかもしれませんが、活動は日本語支援だけではなく、そこには集まった人たちが、日本語で交流することを通して、文化交流をしながら、相互理解を図る場所となっています。

来日したばかりで、知り合いもおらず孤独に過ごしていた人が、教室に参加することですぐに名前を呼んでもらえる人に出会えるのです。また、退職後に家にこもりがちになっていた人が、教室への参加をきっかけに活動的になったという話もあります。このように、外国人・日本人双方の住民が集える居場所となっているのが「地域日本語教室」です。名前も知らない外国人ではなく、〇〇さんと呼べる人が隣人の方がうまくやっつけようですね。

お互いに知り合い、共に学び合える活動に関心を寄せていただけたらうれしいです。

問 秘書課(0798・35・3459)



調理実習で「たこやき」を作りながら日本語を学びます